

# わくわく だより

朝・晩 寒くなり 毎朝、布団の中から 起きるのが辛い 今日頃!  
 今年も残すところ、2ヶ月をきりましたね?!  
 最近、月日の連日のペース早く感じるのは、私だけでしょうか??  
 秋は紅葉の季節! 私は今年も紅葉を見に行きました。  
 私の中では、そんな紅葉を見るのが癒しになり、気分転換になる  
 感じになります。春の桜も 秋の紅葉も 年に一度だけのもの。  
 人心を惹きつける 魅力がありますよね?  
 これから風邪が流行る時期ですから、体調管理に心掛け  
 過ぎましょう!!

人事課 永山



## スエルト豆知識

～わかりやすい民法～  
借金を相続したくない場合は!?

夫が事業に失敗し、多額の借金を抱えたまま、亡くなってしまいました。妻と子供で相続することになったが、とても返せる金額ではありません。借金を払わずに済む方法とは?



人が亡くなると、プラスの財産だけではなく、マイナスの財産（借金）も一緒に相続することになります。ただし、財産をもらう側は、相続する「権利」はあるが、「義務」はありません。ですので、相続するかしないかは、もらう側が自由に決めることができるのです。

相続の方法にも、「単純承認」、「限定承認」、「相続の放棄」の3つがあります。

「単純承認」  
相続財産をそのまま受け継ぐのが単純承認です。これが一般的な相続の方法で、何も意思表示しなければ単純承認とみなされます。

「限定承認」  
相続した財産の範囲内で借金を返済する方法です。相続する金額がプラスになるのかマイナスになるのかわからない場合は、この方法が都合が良い場合が多いです。ただし、限定承認は全ての相続人で行わなければならない、債権者などに「財産の範囲内でしか借金は返せません。」ということをし、限定承認の申し出が裁判所に受理されてから5日以内に公告しなければなりません。

「相続の放棄」  
相続する財産が借金だけとか、手続きが面倒という場合には、相続の放棄をすることも可能です。こちらは、相続人各自が自由に放棄できます。

相続の承認・放棄の手続きは、自分が相続人になったときから3ヶ月以内に行わなければならない。  
また、相続人の子供が、亡くなった親の金を使って旅行に行ったなど、勝手に遺産を使用すると、相続放棄をした後でも、処分行為となり、単純承認しか出来なくなります。  
相続の放棄は、一度放棄・承認されると原則として取り消すことができません。

10月に北好間で「スエルトNo.8」の完成見学会を実施し、反響も良く大成功に終わることが出来ました。ありがとうございました。



災害遺児に1万余  
いわき土地建物寄付  
いわき土地建物(吉田弘志社長)は10日、いわき民報社を通じて市災害遺児救済基金に1万5600円を寄付した。  
寄付金は先月30日、1日

の両日、同社が好間町北好間で実施した住宅見学会で、来場者に販売したティッシュペーパーの売上金全額、同社売買  
………  
本社を訪れた  
清宮さん  
部門の清宮正貴営業担当が持参した。



### ～ 民間住宅ローンの金利について ～

平成18年10月、大手銀行の変動金利型住宅ローン金利が5年半ぶりに引き上げられました。その一方で、固定金利期間選択型の金利を逆に引き下げるところもあります。日本銀行による3月の量的緩和政策解除、7月のゼロ金利政策解除を経て、金利は本格的な上昇局面を迎えたと言われていましたが、実際には、金融機関の住宅ローン金利の一部は下がっているというのが現状です。詳しくは、当社担当までお問合せ下さい。